競争参加者の資格に関する公示

平成31・32年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年12月3日

独立行政法人国立印刷局
理事長　松村　武人

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　資格の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び業種の区分は次のとおりとする。

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第一の29種類

⑵　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　申請の時期

⑴　定期の申請　平成30年12月３日から平成31年１月15日まで（当日消印有効）

⑵　随時の申請は、上記期間終了以降とする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　申請書は指定の様式とし、独立行政法人国立印刷局のホームページ（ＵＲＬ：https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html）にアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書類の提出方法　郵送又は宅配による提出とし、次のところへ送付すること。

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２－２－５
独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付　電話03―3587―4514、03―3587―4306

⑶　申請の添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可とする。）。

イ　建設工事

(ｲ)　総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、経営事項審査の審査基準日が平成29年６月30日以降であるもの。また、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類を添付すること。）の写し

(ﾛ)　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、又は納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）のいずれかの書類又はその写し

(ﾊ)　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

(ﾆ)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(ﾎ)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(ﾍ)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(ﾄ)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(ﾁ)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

(ﾘ)　平成31・32年度において、財務省所管の建設工事の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成33年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、(ﾛ)納税証明書その３等の提出を省略することができる。

ロ　測量・建設コンサルタント等

(ｲ)　登記事項（履歴事項）証明書又はその写し（法人の場合）

(ﾛ)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(ﾊ)　財務諸表類（直前１年度分）

(ﾆ)　納税証明書その３等又はその写し

(ﾎ)　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

(ﾍ)　平成31・32年度において、財務省所管の測量・建設コンサルタント等の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成33年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、(ｲ)登記事項（履歴事項）証明書及び(ﾆ)納税証明書その３等の提出を省略することができる。

ハ　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者に該当する場合は、併せて更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを添付し申請するものとする。

⑷　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

4　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事については、総合評定値通知書の総合評定値を付与数値とする。したがって、建設工事の種類の選択はできないものとする。

⑵　測量・建設コンサルタント等については、３⑵に示す申請受付場所において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑶　競争に参加できる者の資格は、⑴、⑵により付与された数値を、別記の区分⑴に基づいて格付する。

5　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により、郵送にて通知する。

6　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間　平成31年４月１日から平成33年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から平成33年３月31日までとする。

7　競争参加資格を有する者の名簿の公表

独立行政法人国立印刷局のホームページにより公表する。

8　その他

⑴　申請書の記入方法等については、独立行政法人国立印刷局のホームページ掲載の「申請書作成要領」を参照のこと。

⑵　受付票を希望する者は、資格審査結果通知書送付用の封筒のほかに、返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で郵便切手貼付、送付先記載のこと。）を同封して提出すること。

⑶　決定された資格は、独立行政法人国立印刷局の全ての機関に対して有効である。

⑷　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「一般競争参加資格審査申請書変更届」を３⑵に掲げる場所に速やかに提出すること（変更届の入手方法は申請書と同じ。）。

なお、添付書類については、⑴に掲げる「申請書作成要領」を参照の上、申請書とともに提出すること。

イ　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

ロ　「建設工事の種類」又は「競争参加資格希望業種区分」の場合

⑸　有資格者が申請後「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（写しでも可とする。）を添え、３⑵に掲げる場所に速やかに変更届とともに提出すること。

イ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

ロ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類